

調査の概要

- 1 調査の目的 人口動態調査は、我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。
- 2 調査の対象及び客体 「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としているが、本概況では平成29年に日本において発生した日本人の事象を客体とした。
- 3 調査の期間 平成29年1月1日から平成29年12月31日
- 4 調査の方法 市区町村長は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の届書に基づいて人口動態調査票を作成する。
- 5 報告の系統 市区町村 —— 保健所 —— 都道府県 —— 厚生労働省
└ 保健所を設置する市・特別区 ┘
- 6 結果の集計 集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）で行った。

利用上の注意

1 表章記号の規約

| | |
|------------------------|-----|
| 計数のない場合 | — |
| 統計項目のありえない場合 | ・ |
| 計数不明又は計数を表章することが不適切な場合 | … |
| 比率が微小（0.05未満）の場合 | 0.0 |
| 減少数（率）の場合 | △ |

なお、掲載の数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

2 用語の説明

| |
|--|
| 自然増減：出生数から死亡数を減じたもの乳児 |
| 死亡：生後1年未満の死亡 |
| 新生児死亡：生後4週未満の死亡 |
| 早期新生児死亡：生後1週未満の死亡 |
| 死産：妊娠満12週以後の死児の出産 |
| 周産期死亡：妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの |
| 自然死産と人工死産：人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置（胎児又は附属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用）を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。 |
| 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次（期間合計特殊出生率）の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。（実際に1人の女性が一生の間に生む子ども数はコーホート合計特殊出生率である。） |

3 比率の解説

$$\text{出生率} = \frac{\text{年間出生数}}{\text{10月1日現在の日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{死亡率} = \frac{\text{年間死亡数}}{\text{10月1日現在の日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡率} = \frac{\text{年間乳児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{新生児死亡率} = \frac{\text{年間新生児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{自然増減率} = \frac{\text{年間自然増減数}}{\text{10月1日現在の日本人口}} \times 1,000$$

$$\text{死産率} = \frac{\text{年間死産数}}{\text{年間出産数 (年間出生数+年間死産数)}} \times 1,000$$

(注) 死産率, 自然死産率, 人工死産率の出産数は, 出生数と死産数の合計である。

$$\text{自然死産率} = \frac{\text{年間自然死産数}}{\text{年間出産数}} \times 1,000$$

$$\text{人工死産率} = \frac{\text{年間人工死産数}}{\text{年間出産数}} \times 1,000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{年間周産期死亡数}}{\text{年間出生数+妊娠満}} \times 1,000$$

(注) 周産期死亡率の出産数は, 出生数と妊娠満 22 週以後の死産数の合計である。

$$\text{婚姻率} = \frac{\text{年間婚姻届出件数}}{\text{10月1日現在の日本人口}} \times 1,000$$

$$\text{離婚率} = \frac{\text{年間離婚届出件数}}{\text{10月1日現在の日本人口}} \times 1,000$$

- 4 市区町村別の表章は, 出生は子の住所, 死亡は死亡者の住所, 死産は母の住所, 婚姻は夫の住所, 離婚は別居する前の住所による。
- 5 平成 29 年の死亡数及び死因の分類名については, 「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第 10 回改訂 (ICD-10 (2013 年版))」に準拠して設定される「疾病、傷害及び死因の統計分類 (平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号)」によるものである。
- 6 平成 29 年 10 月 1 日時点の市区町村について取りまとめたものであり, 諸率の算出のために分母に用いた人口は, 全国及び都道府県は総務省統計局「人口推計 (平成 29 年 10 月 1 日現在)」, 指定都市及び東京都区部については各指定都市及び東京都が推計した平成 29 年 10 月 1 日現在総人口, 市区町村及び広域は宮城県震災復興・企画部統計課の平成 29 年 9 月末現在の住民基本台帳の人口を用いた。